

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
三菱電機ビルテクノサービス株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

2 指名停止措置期間 平成27年6月11日～平成27年7月10日（1箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事及び物品調達等

4 事実概要

三菱電機ビルテクノサービス(株)の従業員が、平成26年1月8日、神奈川県川崎市の武蔵小杉駅構内にある同社が維持・管理を請け負っているエスカレーターで発生した負傷事故に関し、業務上過失傷害の罪により略式起訴され、平成27年4月6日、川崎簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

従業員が、業務上過失傷害の罪により略式起訴され、罰金刑の略式命令を受けたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年要領第1号）第2条第1項及び別表第2第11号ア及び「茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領」（平成14年要領第3号）第2条第1項及び別表第2第8号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第11号〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ、ウ (略)	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

〈茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領 別表第2第8号〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)